

教育委員会定例会事項書

令和2年6月23日(火)
13:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 黒 田 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第 16号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 17号 専決処分の承認について(令和2年度三重県一般会計補正予算(第5号))

議案第 18号 三重県いじめ対策審議会委員の任命について

議案第 19号 三重県立美術館協議会委員の任命について

4 報 告 題

報告 1 令和3年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について

報告 2 三重県高等学校体育大会の開催について

報告 3 令和3年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について

報告 4 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

5 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和2年6月4日(木)

開会 9時30分

閉会 10時5分

2 場所

三重県庁講堂

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、森脇委員、大森委員、黒田委員、北野委員

議事録署名者 北野委員

4 採択議案の件名

議案第15号 令和3年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 三重県文化財保存活用大綱の最終案について

報告2 県立学校の部活動の取扱いについて

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第16号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和2年6月23日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則}

第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p>	<p>(用語の定義)</p>
<p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>一〇十一 (略)</p>	<p>一〇十一 (略)</p>
<p><u>十二 社会人採用試験</u> <u>社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験及びこれに相当する採用試験をいう。</u></p>	<p>十二 社会人採用試験 社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験及びこれに相当する採用試験をいう。</p>
<p>(学歴免許等の資格による号給の調整)</p>	<p>(学歴免許等の資格による号給の調整)</p>
<p>第十三条 (略)</p>	<p>第十三条 (略)</p>
<p>2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「A試験」にあつては「<u>大卒</u>」の区分、「B試験」にあつては「<u>短大卒</u>」の区分、「C試験」又は「<u>社会人採用試験</u>」にあつては「<u>高校卒</u>」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。</p>	<p>2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「A試験」にあつては「<u>大卒</u>」の区分、「B試験」にあつては「<u>短大卒</u>」の区分、「C試験」にあつては「<u>高校卒</u>」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。</p>
<p>(経験年数を有する者の号給)</p>	<p>(経験年数を有する者の号給)</p>
<p>第十四条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者(職務の級を第十条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十一条第一項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において、「<u>基準号給</u>」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(第四号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて県委員会が人事委員会と協議して定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して県委員会が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、<u>十八月</u>)で除した数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に四(新たに職員となつた者が第三十四条に規定する特定職員であるときは、三)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給にすることができる。</p>	<p>第十四条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者(職務の級を第十条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十一条第一項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において、「<u>基準号給</u>」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(第四号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて県委員会が人事委員会と協議して定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して県委員会が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、<u>十八月</u>)で除した数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に四(新たに職員となつた者が第三十四条に規定する特定職員であるときは、三)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給にすることができる。</p>
<p>一 第五条第二項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「A試験」</p>	<p>一 第五条第二項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「A試験」</p>

にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」の区分、「C試験」又は「社会人採用試験」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

11～14 (略)

2・3 (略)

にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」の区分、「C試験」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

11～14 (略)

2・3 (略)

別表第二三の表を次のように改める。

二 行政職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級				
			1級	2級	3級	4級	5級
採用試験	A 試験	大学卒		3	4	4	2
			0	3	7	11	13
	B 試験	短大卒		5.5	4	4	2
			0	6	10	14	16
	C 試験	高校卒		8	4	4	2
	社会人採用試験		0	8	12	16	18
その他		中学卒		9	4	4	2
			3	12	16	20	22

備考

三重県立水産高等学校の技術職員で船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受ける者のうち、その学歴免許等欄が「中学卒」となる者については、次の表に定めるところによる。

職務の級				
1級	2級	3級	4級	5級
	11	4	4	2
0	11	15	19	21

別表第二三の表を次のように改める。

二 行政職給料表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
採用試験	A 試験		1級29号給
	B 試験		1級19号給
	C 試験 社会人採用試験		1級9号給
その他		高校卒	1級5号給

備考

三重県立水産高等学校の技術職員のうち、船員法の適用を受ける者については、その当該区分に対応する初任給欄の号給は、それぞれ4号給上位の号給とし、学歴区分が「中学卒」となる者の初任給の号給は、1級5号給とする。

附 記

この規則は、公布の日から施行する。

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

社会人を対象とした三重県職員等採用候補者試験の実施に伴い、規定の整備を行う。

2 改正内容

- (1) 行政職給料表級別資格基準表及び行政職給料表初任給基準表の試験欄の採用試験の区分に社会人採用試験を加える。
- (2) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第17号

専決処分の承認について（令和2年度三重県一般会計補正予算（第5号））

令和2年6月15日急施を要したため、別紙のとおり令和2年度三重県一般会計補正予算（第5号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

令和2年6月23日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

令和2年度三重県一般会計補正予算（第5号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを教育委員会に報告して承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

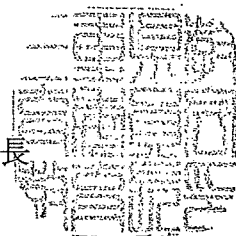


教委第17-226号

令和2年 6月15日

三重県知事 鈴木英敬様

三重県教育委員会教育長



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく
教育委員会の意見について

令和2年 6月15日付け総務第07-66号で照会のありました、令和2年定例会に提出する議案にかかる「歳入歳出予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」については、原案に同意します。

事務担当

三重県教育委員会事務局

教育財務課 予算決算班

TEL 059-224-2943

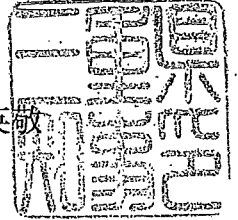
FAX 059-224-2319



総務第 07-66 号
令和2年6月15日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

三重県知事 鈴木 英敬



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく教育
委員会の意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に定められた「歳入歳出
予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定
める議会の議決を経るべき事件」について、令和2年定例会に提出する議案を
作成するので、同条に基づき教育委員会の意見を伺います。

事務担当 総務部財政課 長森 (PHS 5286)

議案第17号

令和2年度三重県一般会計補正予算(第5号)

【教育委員会関係】

歳出補正予算

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
教育費	教育総務費	23,080,114	239,769	23,319,883
	小学校費	54,464,387	—	54,464,387
	中学校費	29,834,529	—	29,834,529
	高等学校費	34,689,733	168,000	34,857,733
	特別支援学校費	12,434,912	55,766	12,490,678
	社会教育費	810,868	—	810,868
	保健体育費	533,442	10,000	543,442
合計		155,847,985	473,535	156,321,520

歳出補正予算の内訳

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	内容
教育総務費				
小中学校指導運営費	27,932	78,912	106,844	小中学校の再開に伴い、外部人材を活用して、授業における教員の補助や、放課後等に補充的学習を行う学習指導員を増員することによる増額
学校における働き方改革推進事業費	90,918	110,880	201,798	小中学校における消毒作業や健康観察、教材準備の補助等を行うスクール・サポート・スタッフを配置することによる増額
「挑戦・交流・進化」で紡ぐ職業教育推進事業費	27,221	19,421	46,642	農業生産を支える人材育成に対応するため、農業高校における実習用農業機械を整備することによる増額
特別活動支援事業費	-	17,339	17,339	県立学校における修学旅行の延期等によりキャンセル料が発生した場合の経費を負担することによる皆増
不登校対策事業費	7,239	4,000	11,239	不登校の児童生徒への支援に取り組む市町教育委員会に対し補助を行うことによる増額(新型コロナウイルス感染症対策応援募金を活用)
地域と学校の連携・協働体制構築事業費	7,862	2,400	10,262	放課後等に学校外で補助的な学習支援(地域未来塾等)に取り組む市町教育委員会に対し補助を行うことによる増額(新型コロナウイルス感染症対策応援募金を活用)
多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業費	29,634	3,333	32,967	外国人児童生徒への学習支援に取り組む市町教育委員会に対し補助を行うことによる増額(新型コロナウイルス感染症対策応援募金を活用)
社会的自立をめざす外国人生徒支援事業費	11,117	3,484	14,601	県立高校の外国人生徒の学びをサポートする外国人生徒支援専門員を増員することによる増額(新型コロナウイルス感染症対策応援募金を活用)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	内容
高等学校費				
高等学校再開支援事業費	-	168,000	168,000	高等学校において、感染防止対策を強化するための衛生用品等の購入や、授業で活用する教材や機材の整備等に取り組むことによる皆増
特別支援学校費				
特別支援学校再開支援事業費	-	42,000	42,000	特別支援学校において、感染防止対策を強化するための衛生用品等の購入や、授業で活用する教材や機材の整備等に取り組むことによる皆増
特別支援学校人事運営費	389,191	13,766	402,957	特別支援学校の児童生徒の安全な登校を支援するため、スクールバス増便に伴い、バスに添乗する学校労務員を増員することによる増額
保健体育費				
運動部活動支援事業費	153,808	10,000	163,808	開催中止となった全国高等学校総合体育大会や全国高等学校野球選手権大会の代替大会について、開催経費を支援することによる増額

報告 1

令和3年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・
三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について

令和3年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施
日程について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月23日提出

三重県教育委員会事務局
高校教育課長
特別支援教育課長

令和3年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程

○ 全日制課程及び定時制課程

月日(曜日)	全 日 制 課 程	定 時 制 課 程
1月22日(金)	前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜願書等受付開始	
1月27日(水)	前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜願書等受付締切	
2月 3日(水)	前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜の検査	
4日(木)	※ 日程等の詳細は各高等学校が指定する。	
2月10日(水)	前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜の追検査	
2月15日(月)	前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜合格内定通知 後期選抜募集人数発表	
2月22日(月)	後期選抜願書等受付開始	
2月25日(木)		後期選抜願書等受付締切
2月26日(金)	後期選抜願書等受付締切	
3月 3日(水)	志願変更受付開始	
3月 4日(木)		志願変更受付締切
3月 5日(金)	志願変更受付締切	
3月10日(水)	後期選抜の検査	
3月18日(木)	合格者発表(前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜を含む。) 再募集公告	
3月19日(金)	追検査・再募集願書等受付開始	
3月22日(月)	追検査・再募集願書等受付締切	
3月23日(火)	追検査・再募集の検査	
3月25日(木)	追検査・再募集合格者発表	追加募集公告 追加募集願書等受付開始
3月26日(金)		追加募集願書等受付締切
3月29日(月)		追加募集の検査
3月30日(火)		追加募集合格者発表

注

- 1 表中の「連携型中高一貫教育に係る選抜」は、飯南高等学校、南伊勢高等学校南勢校舎で実施する選抜を示す。
- 2 表中の「特別選抜」は、あけぼの学園高等学校、四日市工業高等学校(定時制課程)、北星高等学校、飯野高等学校(定時制課程)、みえ夢学園高等学校、伊勢まなび高等学校で実施する選抜を示す。

○ 通信制課程

月日(曜日)	前期選抜	月日(曜日)	後期選抜	月日(曜日)	再募集
1月22日(金)	願書等受付開始	2月22日(月)	願書等受付開始	3月25日(木)	願書等受付開始
1月27日(水)	願書等受付締切	2月25日(木)	願書等受付締切	3月31日(水)	願書等受付締切
2月 3日(水)	検査	3月10日(水)	検査	4月 2日(金)	検査
2月15日(月)	までに合格内定者に通知	3月18日(木)	までに合格者に通知	4月 8日(木)	までに合格者に通知

令和3年度三重県立特別支援学校入学者選考実施日程

月日(曜日)	選 考	月日(曜日)	再 募 集
1月22日(金)	願書等受付開始	2月22日(月)	願書等受付開始
1月27日(水)	願書等受付締切	2月25日(木)	願書等受付締切
2月 4日(木)	選考	3月10日(水)	選考
2月10日(水)	合格者発表	3月15日(月)	合格者発表

※ 出願にあたっては、令和3年1月26日(火)までに、出願を希望する学校において教育相談を必ず受けること。

報告2

三重県高等学校体育大会の開催について

三重県高等学校体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月23日提出

三重県教育委員会事務局
保健体育課長

三重県高等学校体育大会の開催について

- 1 開催期日 令和2年7月から令和2年10月まで
※スキー競技は令和3年1月
- 2 開催場所 県内各地 (別紙1)
- 3 実施種目 陸上競技、水泳、体操、軟式野球、テニス、ソフトテニス、卓球、バレーボール、ソフトボール、ハンドボール、ラグビー、相撲、剣道、弓道、登山、ウェイトリフティング、レスリング、自転車、ヨット、ボート、フェンシング、アーチェリー、カヌー、スキー、ボウリング、ゴルフ、ライフル射撃、馬術
以上、県総体で開催を予定していた35種目中28種目
※サッカー、バスケットボール、柔道、なぎなた、ボクシングの5種目は実施しない
※空手道、バドミントンの2種目については大会の開催を検討中
- 4 感染症対策 県高体連が作成する「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に対応した大会の実施に関するガイドライン」と、大会を開催する種目ごとに策定する感染症対策に基づき実施する。
無観客での開催とし、一般の観客の入場は行わない。
- 5 その他 実施が未定の種目については6月末までに決定予定

三重県高等学校体育大会(令和2年度三重県高等学校総合体育大会代替大会) 種目別競技日程一覧

【全日制】

種目名	実施	開催期日	会場	備考
1 陸上競技	○	7月11日(土).12日(日)	三重交通Gスポーツの杜 伊勢 陸上競技場	
2 水泳	○	7月24日(金).8月1日(土).2日(日)	水球:7/24 飛込:8/2 競泳8/1.2 三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 水泳場	
3 体操	○	7月4日(土).7月18日(土)	体操:7/4 四日市市総合体育館 新体操:7/18 県営サンアリーナ	
4 軟式野球	○	7月25日(土).26日(日)	7/25 石垣池公園野球場・安濃中央総合公園内野球場 7/26 石垣池公園野球場	
5 テニス	○	7月24日(金).25日(土) 【予備日8月10日(月).22日(土)】	四日市テニスセンター	3年生のみ出場
6 ソフトテニス	○	8月1日(土).8日(土).9日(日) 【予備日10日(月)】	三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿、鈴鹿市立テニスコート	1日団体戦、8・9日個人戦、10日予備日
7 卓球	○	8月8日(土).9日(日)	四日市市総合体育館	
8 サッカー	×			今後3年生の出られる高体連主催大会があるため
9 バレーボール	○	8月予定	未定	
10 バasketボール	×			今後3年生の出られる高体連主催大会があるため
11 ソフトボール	○	8月1日(土).2日(日).8日(土) 【予備日8日(土).9日(日)】	男子:8/8 未定 女子:8/1.2 津商業高校、松阪商業高校、鈴鹿市深谷公園	
12 ハンドボール	○	9月12日(土).13日(日).19日(土)	9/12,13 四日市市総合体育館、三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 9/19 三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿	
13 バドミントン	△			
14 ラグビー	○	8月1日(土)	三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 第3・第4グラウンド	7人制で実施
15 相撲	○	8月1日(土)	神宮相撲場	
16 柔道	×			種目特性により早期の大会の実施が困難なため
17 剣道	○	8月30日(日)	西野公園体育館	
18 弓道	○	7月23日(木).24日(金)	鈴鹿市武道館	3年生のみ出場
19 登山	○	10月31日(土).11月1日(日)	三重郡菟野町:朝明溪谷、釈迦ヶ岳周辺	
20 ウエイトリフティング	○	7月23日(木)	四日市市総合体育館(予定)	
21 レスリング	○	未定	朝明高校	
22 自転車	○	8月上旬	未定	
23 ヨット	○	8月1日(土).2日(日)(予定)	津ヨットハーバー	3年生のみ出場の可能性あり
24 ボート	○	7月23日(木).24日(金)(予定)	奥伊勢湖漕艇場	全学年
25 フェンシング	○	7月4日(土).5日(日)	津東高校	
26 ボクシング	×			種目特性により早期の大会の実施が困難なため
27 空手道	△			
28 なぎなた	×			早期の大会の実施が困難なため
29 アーチェリー	○	9月27日(日)	三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 多目的広場	
30 カヌー	○	7月4日(土).5日(日)	伊坂ダム	
31 スキー	○	1月10日(日).11日(月)	AL:岐阜県ほおのき平スキー場 XC:富山県たいらスキー場	
32 ボウリング	○	8月23日(日)	伊賀にんにんボウル	
33 ゴルフ	○	8月6日(木).7日(金)	津市 白山ヴィレージゴルフコース	
34 ライフル射撃	○	7月4日(土)	県営ライフル射撃場	
35 馬術	○	未定	未定	

○実施:28種目、△検討中:2種目、×実施しない:5種目 ※野球は三重県高等学校野球連盟主催で実施

【定通制】

種目名	実施	開催期日	会場	備考
1 陸上競技	×			
2 軟式野球	×			
3 ソフトテニス	○	8月下旬~9月上旬	未定	
4 卓球	○	8月8日(土).9日(日)	四日市市総合体育館	
5 サッカー	×			
6 バレーボール	×			
7 バasketボール	×			
8 バドミントン	×			
9 柔道	×			

○実施:2種目、×実施しない:7種目

報告 3

令和 3 年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について

令和 3 年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 2 3 日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長

令和3年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込み状況は次のとおりです。

		令和3年度採用			令和2年度採用					申込者数の増減 (a) - (c)
		申込者数 (a)	採用見込数 (b)	倍率 (a)/(b)	申込者数 (c)	受験者数 (d)	合格者数 (e)	倍率		
								申込者 (c)/(e)	受験者 (d)/(e)	
校種等別	小学校	1,093	230	4.8	997	920	240	4.2	3.8	96
	中学校	884	124	7.1	865	810	115	7.5	7.0	19
	高等学校	543	42	12.9	651	584	62	10.5	9.4	△ 108
	特別支援学校	104	18	5.8	107	98	20	5.4	4.9	△ 3
	養護教諭	207	18	11.5	175	167	22	8.0	7.6	32
	栄養教諭	41	5	8.2	47	43	6	7.8	7.2	△ 6
合計		2,872	437	6.6	2,842	2,622	465	6.1	5.6	30
選考種別	一般選考	1,866			1,916	1,713	289	6.6	5.9	△ 50
	障がい者特別選考	6			6	6	2	3.0	3.0	0
	スポーツ競技者特別選考	4			4	4	4	1.0	1.0	0
	小学校英語教育推進者特別選考	12			18	15	3	6.0	5.0	△ 6
	社会人特別選考 [I]	-			2	2	2	1.0	1.0	-
	社会人特別選考 [II]	42			33	31	1	33.0	31.0	9
	教職経験者特別選考 [I]	63			49	45	16	3.1	2.8	14
	教職経験者特別選考 [II]	879			814	806	148	5.5	5.4	65

※中学校の採用見込数にはスポーツ競技者特別選考（4名）を含みます。
 ※申込者数は6月17日現在の数であり、申込要件等の確認作業により、今後若干変動することがあります。
 ※令和3年度採用においては社会人特別選考 [I] を実施していません。

令和3年度三重県公立学校教員採用選考試験

校種・教科等別申込状況

三重県教育委員会

校種等・教科・科目		採用見込数	申込者数	
小学校教諭		約230名	1093	
中学校教諭	国語	約16名	116	
	社会	約16名	152	
	数学	約19名	117	
	理科	約19名	75	
	音楽	約4名	54	
	美術	約5名	25	
	保健体育	約19名+スポ4名	221	
	技術	約3名	9	
	家庭	約3名	8	
	英語	約16名	107	
小計		約120名+スポ4名	884	
高等学校教諭	国語	約3名	56	
	地理歴史	世界史	約2名	66
		日本史	約2名	
		地理	約1名	
	公民	約2名	34	
	数学	約7名	93	
	理科	物理	約1名	66
		化学	約1名	
		生物	約2名	
	保健体育	約3名	121	
	家庭	約3名	16	
	工業	機械系	約2名	22
		電気・電子系	約2名	8
		工業化学系	約2名	7
	英語	約7名	51	
水産	海洋	約1名	2	
	機関	約1名	1	
小計		約42名	543	
学特別 校別 教支 諭援	小学部	約14名	71	
	中学部・高等部	音楽	約2名	7
		保健体育	約2名	26
小計		約18名	104	
養護教諭		約18名	207	
栄養教諭		約5名	41	
合計		約433名+スポ4名	2,872	

公立学校教員採用選考実施状況

年度		24	25	26	27	28	29	30	31	R2	R3
小学校教諭	申込者数	1,007	1,075	1,083	1,042	1,019	1,026	1,045	999	997	1,093
	受験者数	927	987	1,009	974	936	964	965	919	920	
	1次合格者数	446	510	567	476	505	508	518	521	507	
	2次合格者数	200	240	290	238	252	247	252	192	240	
中学校教諭	申込者数	979	1044	1042	1032	1020	1,005	939	933	865	884
	受験者数	859	943	950	936	937	907	868	857	810	
	1次合格者数	320	357	367	369	359	386	358	254	341	
	2次合格者数	125	138	145	138	133	132	126	84	115	
高等学校教諭	申込者数	938	938	891	848	870	806	760	645	651	543
	受験者数	798	803	790	744	760	694	666	550	584	
	1次合格者数	298	268	304	205	268	178	169	153	179	
	2次合格者数	106	93	111	72	87	61	57	52	62	
特別支援学校教諭	申込者数	73	72	84	77	76	88	97	97	107	104
	受験者数	68	63	82	74	72	82	91	91	98	
	1次合格者数	37	33	51	36	40	48	42	49	60	
	2次合格者数	16	13	25	16	18	21	17	16	20	
養護教諭	申込者数	226	227	238	218	196	219	224	211	175	207
	受験者数	204	200	213	202	181	201	209	194	167	
	1次合格者数	36	53	71	60	56	67	77	60	66	
	2次合格者数	12	17	24	23	19	22	28	20	22	
栄養教諭	申込者数	66	66	57	67	53	57	60	55	47	41
	受験者数	47	54	48	54	41	52	52	45	43	
	1次合格者数	24	16	13	22	14	18	16	9	20	
	2次合格者数	8	5	5	6	5	5	5	3	6	
合計	申込者数	3,289	3,422	3,395	3,284	3,234	3,201	3,125	2,940	2,842	2,872
	受験者数	2,903	3,050	3,092	2,984	2,927	2,900	2,851	2,656	2,622	
	1次合格者数	1,161	1,237	1,373	1,168	1,242	1,205	1,180	1,046	1,173	
	2次合格者数	467	506	600	493	514	488	485	367	465	

注1) 平成14年度採用から盲・聾・養護学校教諭の別枠募集を廃止した。

注2) 平成17、18、19年度採用においては、自立活動教諭(肢体不自由教育)の募集を行い、その他の盲・聾・養護学校教諭は相当校種に含めて募集した。

注3) 平成19年度採用から栄養教諭の募集を開始した。

注4) 平成20年度採用からは盲・聾・養護学校は、特別支援学校に名称変更した。

注5) 平成21年度採用から特別支援学校教諭の募集を開始した。

報告 4

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月23日提出

三重県教育委員会事務局
生徒指導課長

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

三重県では、いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組について情報交換等を行うため、三重県いじめ問題対策連絡協議会を条例により設置しています。

三重県いじめ問題対策連絡協議会の現委員の任期（令和元年7月1日～令和2年6月30日）については、令和2年6月30日までとなりますので、令和2年7月1日から次期委員の任命を行うこととなります。

○三重県いじめ問題対策連絡協議会の構成 別紙名簿のとおり

- 1 根拠法令
いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項
三重県いじめ問題対策連絡協議会条例
（平成26年3月27日 三重県条例第6号）
- 2 委員数 15人以内（三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第3条）
- 3 任期 1年（三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第4条第2項）
- 4 設置日 平成26年7月1日

(参考)

いじめ防止対策推進法(一部抜粋)(平成25年9月28日施行)

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

三重県いじめ防止基本方針(一部抜粋)(平成26年1月29日策定 平成31年3月7日改訂)

3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策

(7) 三重県いじめ問題対策連絡協議会

本県では、いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行うため、三重県いじめ問題対策連絡協議会条例により三重県いじめ問題対策連絡協議会を設置する。(平成二十六年三月 三重県条例第六号)(条例第14条)(※4)

構成は、三重県小中学校長会、三重県立学校長会、三重県市町教育長会、三重県教育委員会、三重県私学協会、三重県児童相談センター、三重県警察、津地方法務局、三重県臨床心理士会、三重弁護士会の各代表、及び学識経験者等とする。

三重県いじめ問題対策連絡協議会条例(一部抜粋)(平成26年3月27日施行)

(組織)

第三条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の職員並びにいじめの防止等に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員

任期:令和2年7月1日~令和3年6月30日

	団体名等	委員名	所属・役職等	性別	新・再
有識者	学識経験者	わたなべ けんじ 渡邊 賢二	皇學館大学 教育学部教授	男	再
	三重弁護士会	いとう まさあき 伊藤 正朗	三重弁護士会 推薦弁護士	男	再
	三重県 臨床心理士会	くぼ さゆり 久保 早百合	三重県臨床心理士会 推薦臨床心理士	女	再
学校	三重県 小中学校長会	なかたに みちよ 中谷 美智代	津市立倭小学校長	女	再
	三重県 小中学校長会	たなか ゆうこ 田中 有子	津市立久居東中学校長	女	再
	三重県立 学校長会	もりやま たかひろ 森山 隆弘	県立松阪高等学校長	男	再
	三重県 私学協会	おかじま よしのぶ 岡島 義信	青山高等学校長	男	再
教育委員会	三重県 市町教育長会	たにくち しゅういち 谷口 修一	伊賀市教育委員会 教育長	男	再
	三重県 市町教育長会	やまきた さとし 山北 哲	木曾岬町教育委員会 教育長	男	再
児相	三重県 児童相談センター	なかむら のりひさ 中村 徳久	三重県児童相談センター 所長	男	再
法務局	津地方法務局	にしかわ まさき 西川 昌樹	津地方法務局 人権擁護課長	男	再
警察	三重県警察	おかだ ともはる 岡田 智治	県警察本部 生活安全部少年課長	男	再
県	三重県 子ども・福祉部	なかざわ かずや 中澤 和哉	三重県 子ども・福祉部次長	男	再
	教育委員会事務局	もろおか しん 諸岡 伸	県教育委員会事務局 学校教育担当次長	男	再

